

2021年4月13日
丸紅新電力株式会社

島根県松江市で発生した大規模火災により被災されたお客さまに対する電気料金その他の特別措置について (中国電力ネットワーク株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2021年4月1日に島根県松江市島根町で発生した大規模火災により被災されたお客さまに、心からお見舞い申しあげます。皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、この大規模火災に伴い災害救助法が適用された島根県松江市において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般中国電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2021年4月13日現在の特別措置の内容は、次のとおりです(中国電力株式会社WEBサイト2021年4月7日プレスリリースより)。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法の適用地域

島根県 松江市

※災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。

2. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日(※1)の延伸

- 被災されたお客さまの2021年3月分(支払期日が4月1日以降となるものに限ります。)、4月分、5月分および6月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

(※1)支払期日は、支払義務発生日から31日目の日

2. 不適用月の電気料金の免除

- 被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない場合には、客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

3. 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

- 被災されたお客さま(※2)で、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、2021年10月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(※2)基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限りです。

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 10:30～15:00 ※土曜・日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上